

Newsletter

平成23年度税制改正の動向

Contents

1. 平成23年度税制改正大綱公表までのプロセス
2. 平成23年度税制改正における検討課題

平成22年10月6日に、政府税制調査会は全体会合を開催し、平成23年度税制改正に関する議論が本格的に開始されました。

本号では、平成23年度税制改正大綱が公表されるまでのスケジュールや、平成23年度税制改正における検討課題について確認いたします。

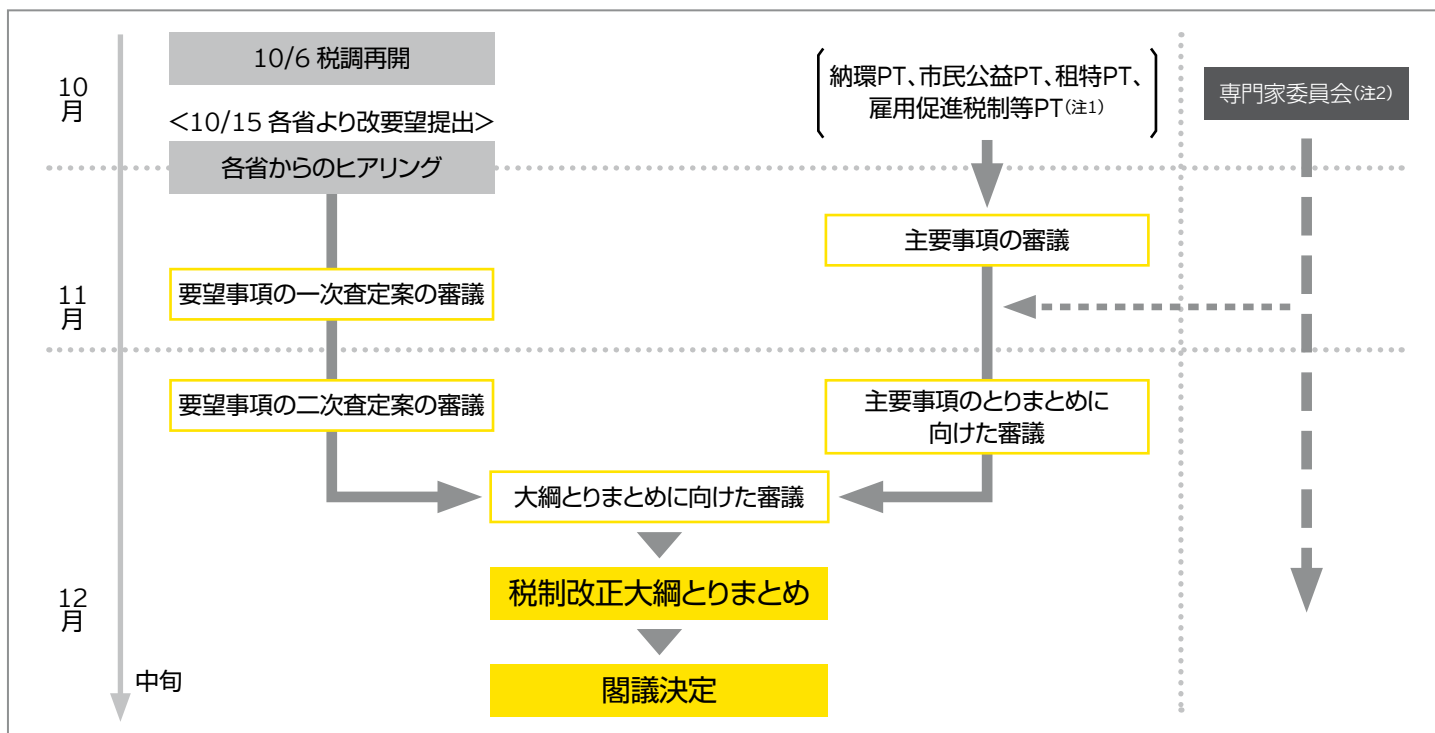
なお、本号の情報は、本号の執筆時点(平成22年10月21日現在)の情報に基づくもので、最新の情報については、内閣府の税制調査会のウェブサイトなどで適宜ご確認ください。

1. 平成23年度税制改正大綱公表までのプロセス

昨年度の平成22年度税制改正大綱策定の際に、民主党は、政権交代により党の税制調査会を廃止し、政府の税制調査会に一元化して平成22年度税制改正大綱の取りまとめを行いました。今年度は、昨年度の一元化体制を取りやめ、民主党内においても税制改正プロジェクトチームが設置されたことが昨年度のプロセスとの相違点です。

平成23年度税制改正のスケジュール案は、以下図表1のとおりです。12月中旬には、平成23年度税制改正大綱が閣議決定される予定です。

(図表1) 平成23年度税制改正のスケジュール案



出典：内閣府 平成22年度第3回税制調査会(10月6日)資料「平成23年度税制改正のスケジュール案」

(注1) 政府税制調査会には、以下の4つのプロジェクトチーム(以下、PT)が設置されています。

PT名	主な検討内容
納税環境整備PT	納税者権利憲章(仮称)の制定、国税不服審判所の改革、社会保障・税共通の番号制度導入、等
雇用促進税制等PT	雇用促進等のための企業減税
租税特別措置・税負担軽減措置等の見直し及び課税ベースの拡大等の検討に関するPT	租税特別措置の抜本的な見直し、法人実効税率の引下げ、課税ベースの拡大等の財源確保策、等
市民公益税制PT	寄附税制等

出典：内閣府 平成22年度第3回税制調査会(10月6日)資料「PT設置に関する資料」、「平成22年度税制改正大綱」より作成

(注2) 専門家委員会は、税財政に関する専門家から構成されています。

2. 平成23年度税制改正における検討課題

昨年度の平成22年度税制改正大綱においては、第3章において各主要課題の改革の方向性として、納税環境整備、法人課税、国際課税、資産課税、消費税等の項目について、今後の改革の方向性が示されています。その中で、平成23年度税制改正における検討課題として明記されている主な項目は、以下のとおりです。

- ▶ 納税環境整備
- ▶ 租税特別措置・法人税率等の見直し
- ▶ 地球温暖化対策のための税、等

【参考資料】 平成22年度税制改正大綱 <http://www.cao.go.jp/zei-cho/etc/pdf/211222taikou.pdf>

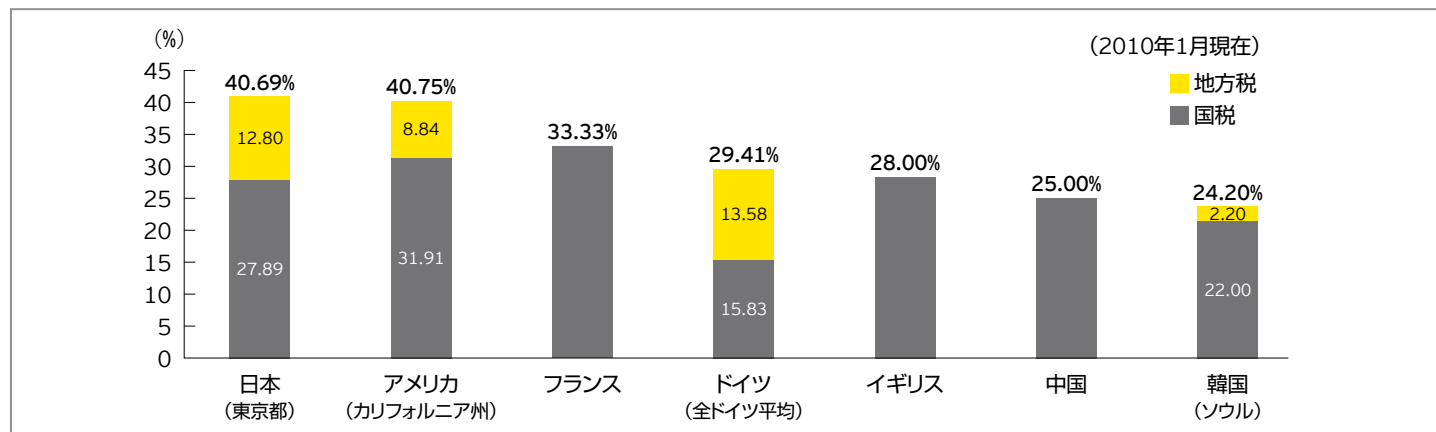
また、平成22年9月10日に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」においては、以下の項目について、平成23年度税制改正作業の中で検討が行われることとされています。

- ▶ 法人実効税率の引下げ
- ▶ 雇用促進のための企業減税、等

【参考資料】 新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策 <http://www.kantei.go.jp/jp/keizaitaisaku2010/>

法人実効税率の引下げは、経済産業省の改正要望によれば1兆円規模の減収となるため、課税ベースの拡大等その代替財源をめぐっての議論が予想されています。なお、諸外国との実効税率の比較は、以下図表2のとおりです。

(図表2) 法人所得課税の実効税率の国際比較



出典：財務省「法人所得課税の実効税率の国際比較」 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/084.htm>

(注) 実効税率算定の際の前提条件については、上記資料注書きを参照してください。

以上のことから、平成23年度税制改正における検討項目は多岐にわたり、また、その改正内容によっては、企業等の財政や税務戦略への影響も大きいことから、今後の動向に注意を払う必要があるものと思われます。

11月号 予告

- ▶ 国税庁「平成22年度税制改正に係る法人税質疑応答事例 (グループ法人税制その他の資本に関する取引等に係る税制関係) (情報)」等について

Contact

BTA、ジャパン ナショナル タックス グループ

石田 昌朗 エグゼクティブ ディレクター +81 3 3506 2679 masaaki.ishida@jp.ey.com
原口 太一 シニアマネージャー +81 3 3506 2677 taichi.haraguchi@jp.ey.com

税制関連情報

平成22年10月28日までに関係省庁より公表された税制に関する情報のハイライトとなります。

以下ご参照下さい。

- ▶ 内閣府 「税制調査会」
<http://www.cao.go.jp/zei-cho/index.html>
- ▶ 国税庁 「平成22年度税制改正に係る法人税質疑応答事例
(グループ法人税制その他の資本に係る取引等に係る税制関係)(情報)」
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/101006/index.htm>
- ▶ 国税庁 「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いが
変更になりました」
http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/topics/data/h22/sozoku_zoyo/index.htm
- ▶ 国税庁 「平成21事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について」
http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2010/shotoku_shohi/01.pdf
- ▶ 国税庁 「質疑応答事例を更新しました(法人税)」
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/hojin/01.htm>
- ▶ 経済産業省 「『日本国内投資促進プログラム』骨子の公表について」
<http://www.meti.go.jp/press/20100909001/20100909001.html>

タックスライブラリーのお知らせ

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人ウェブサイトの「タックスライブラリー」では、ニュースレター(原則毎月発行)、専門雑誌掲載記事、出版書籍などをご紹介します。

<http://www.ey.com/JP/ja/Services/Tax/Tax-Library>

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部 Tax.Marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万1千人の構成員は、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2010 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EY TAX SCORE CC20101020-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。